

行政財産（建物）貸付契約書

貸付人 江戸川区（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、江戸川区自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱に定めるもののほか、次の条項により行政財産貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙はこれを管理する。

物件の表示

物件番号	施設名	所在地	貸付場所	貸付面積

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を自動販売機及び使用済み容器回収箱（以下これらをあわせて「自動販売機」という。）の設置のために使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 本契約の貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約更新等）

第4条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わない。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額 円に、消費税等相当額を加算したものとする。
ただし、貸付期間に1年未満の端数があるときは、当該貸付料の額は月割計算によるものとする。

2 1月未満の貸付期間に係る貸付料は、前項に規定する月額貸付料を当該月の日数で除した額に、当該月の貸付日数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を、貸付期間中の年度ごとに甲が発行する納入通知書により、甲が定める納付期日までに納入しなければならない。

2 乙は、前条の貸付料を甲の定める納付期日までに納付せず、さらに期限を指定し

た督促を受けて、なお、その指定した期限までに納付しない時は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、該当貸付料の金額に年14.6%の割合で計算した延滞金（100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てる。）を甲に支払わなければならない。

- 3 乙が、貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、免除する。

（自動販売機等の設置及び撤去）

第8条 本契約において、乙が、貸付物件に設置できる自動販売機の数、は、一台とする。

- 2 乙は、次に掲げる事項を決定するに当たり、甲と協議するものとする。

- （1）自動販売機等の設置位置
- （2）自動販売機等の設置の期日
- （3）自動販売機等の撤去の期日

- 3 乙は、前項第2号及び第3号の期日を厳守し、遅滞なく自動販売機等の設置及び撤去に係る作業を行わなければならない。

- 4 自動販売機等の設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（光熱水費等の納付）

第9条 乙は、光熱水費等の実費を、貸付期間中の年間ごとに甲が発行する納入通知書により、甲が定める納付期日までに納入しなければならない。

- 2 乙が、甲の定める納付期日までに光熱水費等の実費を納入されない場合においては第6条第2項の規定を準用する。

（維持保全義務）

第10条 乙は、利用者が安心して商品を購入できるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第11条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(契約不適合責任)

第 13 条 甲は、貸付物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合においても、その責を負わない。

(自動販売機の盗難等)

第 14 条 甲は、乙が設置した自動販売機において、当該自動販売機及びこれに付帯する施設又は自動販売機で販売する商品の盗難及び毀損について、甲の責に帰することが明らかである場合を除き、その責を負わない。自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難の被害があった場合も、同様とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、本契約条項に違反したとき。

(2) 乙が、手形、小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。

(4) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(7) 乙が、主務官庁から営業停止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(8) 乙が置く、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が継続しがたい事態になったと認めたとき。

(9) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(10) 前各号に準ずる理由により、甲が契約をしがたいと認めたとき。

2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、契約期間満了前に本契約を解除しようとするときは、解除日の6か月前までに甲に申し出なければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 16 条 乙は、貸付物件のために費やした改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、甲に対し請求することができない。

2 乙は、甲の承認の有無にかかわらず、貸付物件に対し施した造作の買い取りを甲に対し請求することができない。

(原状回復)

第 17 条 乙は、第 3 条に規定される貸付期間が満了したときは、又は第 16 条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日時までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認められるときは、この限りではない。

(貸付料の返還等)

第 18 条 甲は、第 15 条第 2 項の規定により、本契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

2 乙は、第 15 条（第 2 項を除く。）の規定により、本契約が解除されたときにおいて、第 6 条の規定により支払った貸付料の返還を求めることができない。

3 乙は、甲が第 1 条に掲げる施設の維持管理に係る補修工事等の保存に必要な行為を行うことにより、30 日以上連続して貸付物件に設置した自動販売機を利用に供することができないときは、既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料を日割計算により返還を求めることができる。

(損害の賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙双方の協議により決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、江戸川区を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

甲と乙は、本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名及び押印の上、各自1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
江戸川区長 斉 藤 猛

乙